

江戸川河口だより

「出張所だより」は江戸川河川事務所のホームページ
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>) に掲載しています

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所
江戸川河口出張所発行
電話03-3679-1460
2009年07月21日【第40号】

葛飾区花火7月21日(火)、江戸川区・市川市花火8月1日(土)に 江戸川河川敷で花火大会が実施されます

江戸川では、河川敷を使った花火大会が毎年、開催されています。当出張所の管内では、葛飾区が7月21日(火)、江戸川区・市川市が8月1日(土)同時開催となっています。この日は、船で花火を見学しようとする方もあり、江戸川閘門(船の通り道)を多くの船が通過して行きます。下の写真は、各々実行委員会から提供されたものです。昨年は、塩分が遡上しないように閘門の操作を行わせて頂きました。今年も水量が少ないので気になっています。



葛飾区花火大会



江戸川区・市川市花火大会

7月18日(土)第10回「江戸川・水フェスタいちかわ」が開催されました

江戸川の市川船着場付近(市川市市川南4丁目)で「第10回江戸川・水フェスタ in いちかわ」が開催されました。このイベントは、水辺で楽しむアトラクションが盛りだくさんです。Eポートレースやキッズボート、うなぎのつかみ取りや売店等さまざまな催し物が行われました。当日は曇り空でしたが、多くの方が来場されました。



Eポートレース

6月の申請受付件数

河川法の条項等	H20年度	H21年6月	H21年6月まで
第24・26条	64件	7件	18件
第55条	30件	2件	8件
一時使用	305件	27件	81件
その他	13件	0件	1件

河川法第24条	土地の占用許可
河川法第26条	工作物の新築等の許可
河川法第55条	河川保全区域での行為の制限
一時使用	河川の一部を一時使用

※申請が重複しているものは、1つでカウントしました。

川が好き 川にうつつた 空も好き

河川愛護月間 7月1日～7月31日まで



国土交通省では、昭和49年から毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

本年度も、「川が好き 川にうつつた 空も好き」を標語として、流域全体の良好な河川環境の保全・再生を積極的に進めるとともに、皆様の河川愛護の意識を作り出して行くことを目的としています。

また、絵手紙の募集を行っています。(詳しくは、江戸川河川事務所HPをご覧ください)

ホームレス合同巡視も行っています

江戸川河口出張所では、沿川の自治体と年2回河川敷で生活しているホームレスの方を訪ね、生活状況を確認したり、施設への入居を勧めたりする合同巡視を行っています。

今回は、7月8日(水)に葛飾区、15日(水)市川市で行いました。24日(金)江戸川区で行う予定です。当日は、各市区とも福祉部局の方などと一緒に回っています。台風などが近づくと「増水のお知らせ」を配布したりして、被害に遭わないように努力しています。



あ と が き

今年は、江戸川の水量(流量)が少なく、江戸川水閘門から塩分を遡上させないように操作する日が多くなっています。

7月は川沿いの自治体福祉部局の方と江戸川河川敷で生活しているホームレスの方に洪水時の危険性等の説明を行うため、一緒に巡視を行っています。

また7月には葛飾区、8月に江戸川区、市川市合同の花火大会があります。小中学校も夏休みになることから、河川敷の利用者が増えることも予想され、江戸川の中で泳いだりする子も出て、出張所に「注意しないのか?」と電話もあつたりします。

危険な遊びをしていたら、みんなで声を掛け合い、事故やケガのないように江戸川で楽しんで頂ければと思っています。

『江戸川河口だより』編集長(上林喜美夫)

ゴミは持ち帰りましょう

江戸川河口出張所の7月以降の予定

番号	参加	月日	曜日	予 定
1		7月8日	(水)	ホームレス合同巡視(葛飾区)
2		7月15日	(水)	ホームレス合同巡視(市川市)
3	★	7月18日	(土)	江戸川・水フェスタinいちかわ
4		7月21日	(火)	葛飾区花火大会
5	★	7月23日	(木)	江戸川区総合防災訓練
6		7月24日	(金)	ホームレス合同巡視(江戸川区)
7	★	8月1日	(木)	江戸川区・市川市花火大会

★印は、一般の方が参加・見学できるものです。